

平成25年3月27日
危険物保安技術協会
業務部 業務課

大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程の全部改正について

平成10年に石油コンビナート等災害防止法が改正され、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に備え付ける防災資機材等に関し、省力化のための装置等を搭載されたもの(以下「大型化学消防車等」といいます。)については、必要な防災要員の数を減じることができることとされました。

当協会では、この改正内容を踏まえて、大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程を制定し、次の評価業務を行ってまいりました。

- ① 大型化学消防車等の製造メーカーを対象として、大型化学消防車等に搭載された省力化のための装置等が有効に機能することの評価
- ② 大型化学消防車等を導入する特定事業所(共同防災組織)を対象として、当該特定事業所(共同防災組織)の防災体制が省力化の要件を満足し、かつ、省力化の効果が有効に得られていることの評価

大型化学消防車等を導入する特定事業所の評価については、主に大型化学消防車等を使用して、減員された防災要員により、円滑な防災活動が可能であるか否かについて、防災要員の技量の確認を行ってきたところですが、評価後に防災業務の委託先が変更になって大型化学消防車等に係る防災要員の入れ替えが生じる等の事情により、改めて防災要員の技量を確認しなければならないと考えられる例も少なくありません。

また、評価時と同一の防災要員であっても、大型化学消防車等を使用して省力化の効果が有効に得られているか否かについて一定期間毎に防災要員の技量の確認を行うことが必要であると考えられます。

このようなことから、消防機関からの要望もあり、大型化学消防車等を適切に活用し省力化の効果が有効に得られていることを確認するため、再評価制度を新たに導入しました。

併せて、評価結果が不適合となった場合の再申請、既存車両を大型化学消防車等に改造する場合の申請、手数料等について整理し、業務規程の全部改正を行い平成25年4月1日から施行することといたしました。

つきましては、全部改正いたしました「大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程」及び「申請様式」は、下記によりダウンロードできますので、ご活用いただければ幸いです。

[「大型化学消防車等の評価制度に係る業務規程」](#)

[「申請様式」](#)